

月光川養漁業協同組合
内共第 18 号第五種共同漁業権
遊漁規則

月光川養漁業協同組合内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、月光川養漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 18 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、いわな、さくらます（やまめ）、かじか、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第 13 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項、同条第 3 項又は同条第 4 項の遊漁料を同条第 6 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 第 8 条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

2 漁場区域内においては、7 月 1 日から 9 日間は、友釣り又はどぶ釣り以外の漁具・漁法によるあゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	期間
あゆ	7 月 1 日から 10 月 31 日まで
うぐい（はや）	2 月 16 日から 10 月 31 日まで
やつめうなぎ	2 月 16 日から 5 月 9 日まで 7 月 1 日から 10 月 31 日まで
かじか	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
さくらます	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
やまめ、いわな	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
もくずがに	2 月 16 日から 10 月 31 日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる水産動植物は、中欄に掲げる区域内において、それぞれ右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動植物の種類	区 域	期 間
全魚種	飽海郡遊佐町野沢地内上小台堰下から下流下小台橋までの庄内高瀬川	4月1日から 9月30日まで

(全長等制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全 長 等
うぐい (はや)	全長5センチメートル
もくずがに	甲幅5センチメートル

(水産資源の保護に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 一般遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料について、2種以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ4,000円を控除する。なお、あゆの一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動植物についての遊漁もできるものとし、第4項の特別遊漁料を納付した場合は、第1項に掲げる遊漁もできるものとする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣り、投網、掛け釣り、どぶ釣り	1日	2,000円
		1年	7,500円
うぐい (はや)、いわな、さくらます (やまめ)、かじか、やつめうなぎ、もくずがに	釣り、すくい網、徒手採捕、せん (やつめうなぎに限る。)、やす (かじかに限る。)	1日	1,000円
		1年	4,000円

2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員 (以下「漁場監視員」という。)の指示により納付する遊漁料は、前項の遊漁料に1,000円を加算して得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生及び中学生	無料
高校生及び肢体不自由者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を持っている者に限る。）	第1項に規定する額の1/2に相当する額

4 特別遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、期間1年の一般遊漁料を納付した場合は次に掲げる額から4,000円（期間1年のあゆに係る一般遊漁料を納付した場合にあっては7,500円）を控除して得た額とする。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい（はや）、さくらます	投網	1年	7,500円

5 一般遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。また、第4項に規定する特別遊漁料については組合事務所においてのみ取り扱うものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認期間
- (2) 魚種
- (3) 漁具・漁法
- (4) 遊漁区域
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条 この漁場区域及びア表に掲げるすべての漁場区域内において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第 1 号・内共第 2 号・内共第 3 号・内共第 4 号・内共第 5 号・ 内共第 6 号・内共第 7 号・内共第 8 号・内共第 9 号・内共第 10 号・ 内共第 11 号・内共第 12 号・内共第 13 号・内共第 14 号・内共第 15 号・ 内共第 16 号・内共第 17 号・内共第 18 号・内共第 19 号・内共第 20 号・ 内共第 21 号・内共第 22 号・内共第 23 号・内共第 24 号・内共第 25 号・ 内共第 26 号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年間）
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く）	31,000 円
あゆを除く全魚種	同 上	20,000 円

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。
- 3 第 1 項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。